

令和4年9月9日

保護者の皆様

伊勢原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に罹患した者の療養期間等の見直しについて(お知らせ)

日頃より本市の教育活動ならびに新型コロナウイルス感染症への対応につきましてご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の療養期間の見直しの連絡がありました。

つきましては、令和4年9月1日付け保護者の皆様あて「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた市立学校における児童生徒及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」について、一部修正を行いましたので、別紙の内容について御確認くださいようお願いいたします。

なお、これらの対応は、今後の感染状況及び国や県の動向等によって変更する場合がありますことを申し添えます。

【修正点】新型コロナウイルス感染症に罹患した者の療養期間について

《有症状者》

・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

※ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

《無症状者》

・5日目に薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

※ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

《療養期間中の外出について》

・療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

担当課は 伊勢原市教育委員会
学校教育課・教育指導課
TEL 0463-94-4711(代表)